

生ごみの出し方のお願い

生ごみの水分量は約 80%とされています。生ごみを燃えるごみとして出すときは、よく水切りをして出してください。

生ごみは、

- ①十分に水を切って
- ②決められた曜日の午前8時まで
- ③決められた場所に出してください。

免田地区の全域、上地区の一部（堀角、今井、柳別府）にお住まいの皆さまへ（お願い）

各ご家庭から生ごみを分別して排出していただき、生ごみのたい肥化事業へのご協力をいただき、ありがとうございます。生ごみたい肥化事業は、ごみの減量化と良質なあさぎり町産のたい肥生産への取り組みとして、進めてきていますが、ビニールやラップ、たばこの吸い殻やスプーンなどの異物混入があり、有機センターにおいてその除去作業（完全手作業のため）に時間と手間がかかっている状況のようです。

ご協力いただいている中で大変恐縮ではございますが、生ごみ分別の際は異物混入などがないようよろしくお願いします。

○	×
<p>《たい肥化にできる『生ごみ』とは?》</p> <p>台所から出る『調理くず』『食べ残し・残飯』です。</p>  <p>野菜・果実クズ 残飯 魚介・肉類の小骨</p> <p>〔お願い〕 大きなものは小さく切って下さい。 (10cm位を目安にしてください。)</p>  <p>たい肥化は水切りが肝心です。 十分に水切りをしましょう。</p>	<p>《『生ごみ』として出してはいけない物とは?》</p> <p>台所から出る食品以外のものです。</p>  <p>紙類 大きな骨 牛・豚・鳥など</p> <p>ガラス容器・陶器の食器など 大きな貝 ホタテ・サザエなど</p> <p>割りばし チューブ類 (マヨネーズ類の容器)</p> <p>お菓子袋 発砲トレイ ラップ類 ビニール袋類</p> <p>(例) ティーパック (中身は OK)、ビニール、ラップ、タバコの吸い殻、紙類、バラン・小分けカップ、アルミホイル、調味料入れ小袋、水切りネット、タケノコの皮、トウモロコシの皮、切り花くずなど</p>

問い合わせ 町民課 ☎ 45-7213